

# 平成27年10月から マイナンバー(個人番号)が通知されます

鳥取市からの  
お知らせ

平成27年10月発行①



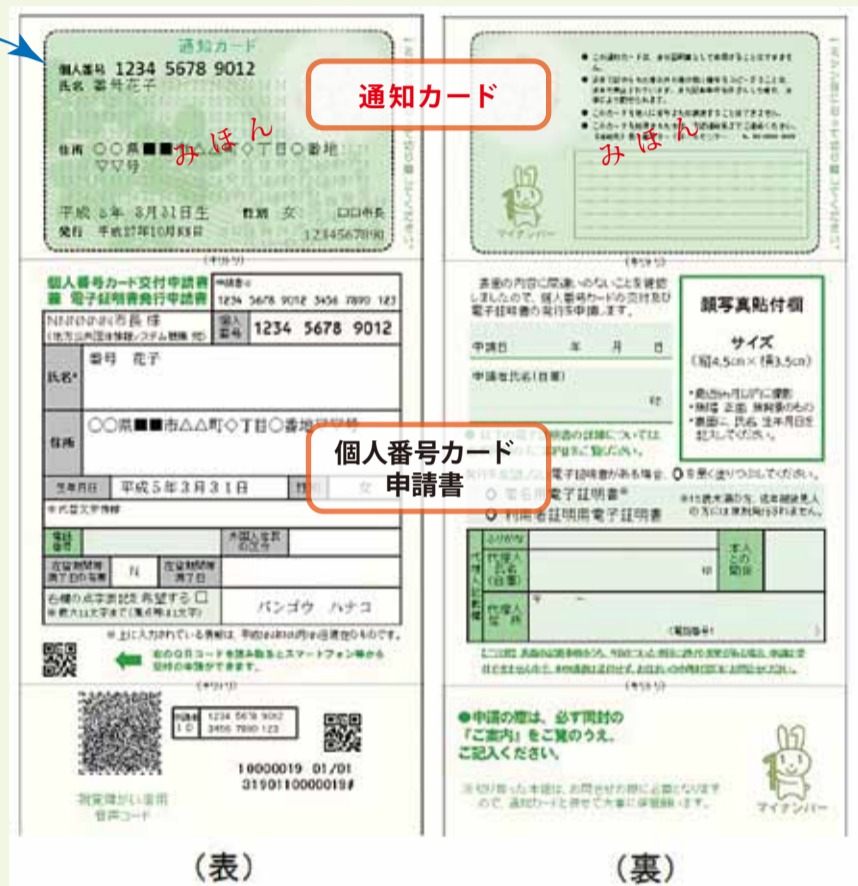
## いよいよマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が始まります



- マイナンバーは住民票を有するすべての方に付番される、12桁の固有の番号で、原則生涯変わりません。
- マイナンバーは、国の行政機関や地方公共団体などで社会保障、税、災害対策の分野に利用されます。
- 民間の事業所でも、源泉徴収や健康保険などの手続きで取り扱います。(従業員のマイナンバーの記載が必要です)

## I マイナンバーが通知されます ~ 通知カードが届きます ~

平成27年10月中旬から12月にかけて住民票の住所に「通知カード」(紙製)が世帯ごとに簡易書留で郵送されます。  
**必ずお受け取りいただきますようお願いいたします。**



市役所など行政機関の各種手続きの際に、マイナンバーの記載、通知カードの提示が必要となりますので、  
**平成28年1月以降は、窓口に通通知カードをお持ちいただきますようお願いいたします。**  
マイナンバーが記載されたカードは、なくさないよう大切に保管してください。  
(通知カードを紛失等の場合、再発行手数料は500円です。)

### 鳥取市でマイナンバーを使用する主な事務と担当課

マイナンバーを使用する主な事務	鳥取市の担当課
1. 住民基本台帳に関する事務	市民課
2. 市税の賦課・徴収に関する事務	市民税課、固定資産税課、徴収課、債権管理課
3. 国民健康保険に関する事務	保険年金課
4. 国民年金に関する事務	
5. 一般健康診査の実施に関する事務	高齢社会課
6. 後期高齢者医療に関する事務	
7. 未熟児養育医療の給付に関する事務	児童家庭課
8. 介護保険に関する事務	
9. 高齢者福祉施設入所等措置・費用徴収に関する事務	障がい福祉課
10. 児童手当に関する事務	
11. 児童扶養手当に関する事務	生活福祉課
12. 保育所・幼稚園に関する事務	
13. 母子生活支援に関する事務	中央保健センター
14. 母子家庭自立支援給付の支給に関する事務	
15. 障害者手帳に関する事務	建築住宅課
16. 障害者福祉サービスに関する事務	
17. 特別児童扶養手当に関する事務	危機管理課
18. 障害児福祉手当・特別障害者手当の支給に関する事務	
19. 地域生活支援事業の実施に関する事務	学校保健給食課
20. 自立支援給付の支給に関する事務	
21. 生活保護に関する事務	中央保健センター
22. 自立支援給付に関する事務	
23. 戦没者・戦傷病者特別給付の支給に関する事務	建築住宅課
24. 戦没者遺族特別弔慰金の支給に関する事務	
25. 中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務	危機管理課
26. 予防接種に関する事務	
27. 予防接種健康被害給付金の支給に関する事務	学校保健給食課
28. 母子健康手帳の交付に関する事務	
29. 母子保健指導、新生児・妊産婦・未熟児訪問指導に関する事務	中央保健センター
30. 母子健康診査に関する事務	
31. 市営住宅・改良住宅の管理に関する事務	建築住宅課
32. 被災者台帳の作成に関する事務	
33. 要保護・準要保護医療費支給に関する事務	危機管理課

このほかに、国の機関や県の事務にもマイナンバーが利用されます。

◎希望される方は「個人番号カード」(顔写真付きICカード)を作ることができます。裏面をご確認ください。